

第 54 号議案

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例の件

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例（昭和37年 4 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（変電設備）</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p>	<p style="text-align: center;">（変電設備）</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p>

(5)～(12) [略]

2、3 [略]

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築

(5)～(12) [略]

2、3 [略]

(急速充電設備)

第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築

物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面すもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

(2) その<sup>きょう</sup>筐体は不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

(3) [略]

(4) その<sup>きょう</sup>筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) [略]

(6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) その<sup>きょう</sup>筐体は不燃性の金属材料で造ること。

(3) [略]

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) [略]

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8)～(10) [略]

(11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。

(12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)、(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。) を内蔵しないこと。

(11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

(12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。

(13) コネクター (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。) について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)、(15) [略]

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

(18)、(19) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第14条 蓄電池設備（蓄電池容量が10

キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 [略]

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただ

(17)、(18) [略]

2 [略]

(蓄電池設備)

第14条 屋内に設ける蓄電池設備（定

格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐食性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 [略]

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

し、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第12条の2第1項第4号の規定を準用する。

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第24条 [略]

2 [略]

3 第1項各号（第3号を除く。）に

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第4号、第7号、第8号及び第11号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(避雷設備)

第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 [略]

(喫煙等)

第24条 [略]

2 [略]

3 前項の標識を設ける場合において、その付近には紛らわしい他の表示をしてはならず、かつ、併せて図記号による標識を設けるときは、規則で定めるものとしなければならない。

4 第1項各号（第3号を除く。）に

規定する場所を有する防火対象物又は防火対象物の部分の関係者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

廊下（通行の用に供しない部分を除く。）、階段及び避難通路以外の部分に適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置並びに当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

規定する場所を有する防火対象物又は防火対象物の部分の関係者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める措置を講じなければならない。

(1) [略]

(2) 前号に掲げる場合以外の場合

廊下（通行の用に供しない部分を除く。）、階段及び避難通路以外の部分に適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置

5 前項第2号に掲げる喫煙所には、「喫煙所」と表示した標識を設置し、又は当該標識及び規則で定める図記号による標識を設置しなければならない。

5 第3項第2号に掲げる場合の劇場等の喫煙所は、各階（他の階の喫煙所を案内する定期的な館内放送の実施及び同項第1号に定める措置を講じた階を除く。）に客席以外の部分に設けなければならない。

6、7 [略]

第50条の4の3及び第50条の4の4

削除

6 第4項第2号に掲げる場合の劇場等の喫煙所は、各階（他の階の喫煙所を案内する定期的な館内放送の実施及び同項第1号に定める措置を講じた階を除く。）に客席以外の部分に設けなければならない。

7、8 [略]

（防火管理業務等受託者の教育担当者  
の選任等）

第50条の4の3 令別表第1に掲げる

防火対象物について、施行規則第3

条第2項に規定する委託の例により

規則で定める防火管理上必要な業務

（以下「防火管理業務」という。）

の委託を受けて事業を行う者は、防

火管理業務を担当する事務所ごと

に、規則で定める資格を有する者の

うちから防火管理業務に関する教育

の担当者（以下「防火教育担当者」

という。）を定め、当該防火教育担

当者に防火管理業務に従事する者

（以下「防火管理業務従事者」とい

う。）に対する防火管理業務に関す

る知識、技能等の教育を行わせなけ

ればならない。

2 令別表第1に掲げる防火対象物に

ついて、施行規則第51条の8第2項

において読み替えて準用する施行規



則第3条第2項に規定する委託の例により規則で定める防災管理上必要な業務（以下「防災管理業務」という。）の委託を受けて事業を行う者は、防災管理業務を担当する事務所ごとに、規則で定める資格を有する者のうちから防災管理業務に関する教育の担当者（以下「防災教育担当者」という。）を定め、当該防災教育担当者に防災管理業務に従事する者（以下「防災管理業務従事者」という。）に対する防災管理業務に関する知識、技能等の教育を行わせなければならない。

3 第1項の事業を行う者は、同項の規定により防火教育担当者を定めたときは、遅滞なく、その旨を消防長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

4 第1項の資格を有する者は、消防長が行う講習又は消防長が指定する講習を定期的に受けなければならない。

5 第3項及び第4項の規定は、第2項の規定の適用を受ける者及び同項の資格を有する者について準用する。この場合において、第3項中「第1項」とあるのは「第2項」

と、「防火教育担当者」とあるのは「防災教育担当者」と、第4項中「第1項」とあるのは「第2項」と読み替えるものとする。

(防火管理業務等委託者の防火管理教育等の確認)

第50条の4の4 前条第1項の委託をしようとする者は、当該受託者の業務体制が整備されていること及びその防火管理業務従事者が防火教育担当者による教育を受けていることを確認しなければ委託してはならない。

2 前項の規定は、前条第2項の委託をしようとする者について準用する。この場合において、前項中「前条第1項」とあるのは「前条第2項」と、「防火管理業務従事者」とあるのは「防災管理業務従事者」と、「防火教育担当者」とあるのは「防災教育担当者」と読み替えるものとする。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

(火を使用する設備等の設置の届出)

第53条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、

その旨を消防長に届け出なければなら  
ない。

(1)～(11) [略]

(12) 高圧又は特別高圧の変電設備  
(全出力50キロワット以下のもの  
並びに柱上及び道路上に設ける電  
気事業者用のものを除く。)

(13)～(15) [略]

(16) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20  
キロワット時以下のものを除  
く。)

(17)～(18) [略]

その旨を消防長に届け出なければなら  
ない。

(1)～(11) [略]

(12) 高圧又は特別高圧の変電設備  
(全出力50キロワット以下のもの  
並びに柱上及び道路上に設けるも  
のを除く。)

(13)～(15) [略]

(16) 蓄電池設備

(17)～(18) [略]

改正後										改正前																	
別表第1（第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第9条の2、第19条、第20条、第21条、第22条関係）										別表第1（第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第9条の2、第19条、第20条、第21条、第22条関係）																	
種別					距離（センチメートル）					種別					距離（センチメートル）												
					入力	上方	側方	前方	後方						入力	上方	側方	前方	後方								
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]								
厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ又はキャビネット型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15	（注5）	組込型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ又はキャビネット型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15	（注5）	組込型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ又はキャビネット型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15	（注5）				
			据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15	15	（注5）		据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15	15		（注5）	据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15	15	（注5）		
	不燃		開放式	組込型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ又はキャビネット型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	組込型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ又はキャビネット型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	組込型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ又はキャビネット型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0	組込型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ又はキャビネット型のこんろ、グリル付こんろ若しくはグリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0		据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—		0	据置型レンジ	21キロワット以下	80	0		—	0			
固体燃料	不燃	木炭を燃料とするもの		炭火焼き器	—	100	50	50	50																		

料	外	不 燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
			上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注1) ~ (注12) [略]

備考 [略]

料	外	不 燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30
			上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(注1) ~ (注12) [略]

備考 [略]

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第1項第4号、第12条の2第1項第4号、第14条第1項、第3項及び第4項、第53条第16号並びに別表第1の改正規定並びに次項、附則第3項及び第5項の規定 令和6年1月1日

(2) 第50条の4の3及び第50条の4の4の改正規定 令和6年4月1日

### (経過措置)

2 前項第1号に掲げる改正規定の施行（以下「1号施行」という。）の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の神戸市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第4号（新条例第12条第3項、第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 1号施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第5項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第14条第1項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第12条の2第1項（第4号を除く。）に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

5 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、1号施行の際現に設置されているもの及び1号施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例第14条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

6 新条例第24条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

7 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第24条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第24条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）等の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。